

第 99 号議案

令和 7 年 3 月 21 日
総 務 課

人事委員会事務局事案決定実施細目の一部改正について

このことについて、下記のとおり改正する。

記

1 改正の概要

職員の旅費に関する条例の改正等に伴い、事案決定実施細目の整備を行う。

2 改正内容

新旧対照表のとおり

3 施行年月日

令和 7 年 4 月 1 日

● 専管事案の改正（任用公平部任用給与課）

<現行>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考
			委	委長	局	部	課	課代	
		新設							
		新設							
		新設							
21-3 (142)	旅費に関すること。	近接地の地域を定めること。	○						
		新設							
		新設							
21-4 (143)	旅費に関すること。	旅費の調整を要する区域を定めること。	○						
21-5 (144)	旅費に関すること。	内国旅行のうち宿泊料の地域区分を定めること。	○						
21-6 (145)	旅費に関すること。	外国旅行における指定都市を定めること。	○						
21-7 (146)	旅費に関すること。	外国旅行における地域を定めること。	○						
21-8 (147)	旅費に関すること。	外国旅行における甲地方の範囲を定めること。	○						
21-9 (148)	旅費に関すること。	外国旅行における丙地方の範囲を定めること。	○						

<改正案>

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考	改正理由
			委	委長	局	部	課	課代		
19-2 (107)	諸手当等に関すること。	初任給調整手当の支給に関し、委員会で承認(同意、決定を含む。)された事例と同一の内容と認められるものについて承認すること(規則に関わる事項を除く)。			○					初任給調整手当に関する規則第6条第2項の新設に伴い当該規定の適用により、期間の区分40年を超えて初任給調整手当を支給される職員の支給期間及び月額を決定するに当たり、既に委員会で承認された事例と同一の内容と認められるものについて、局長決定とする。
19-12 (117)	諸手当等に関すること。	在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項を定めることについて承認すること。	○							在宅勤務等手当の新設に伴い追加
21-2 (142)	旅費に関すること。	旅行者等について定めること。	○							旅費条例の改正に伴い追加
		削除								旅費条例の改正に伴い廃止
21-4 (144)	旅費に関すること。	職員の旅費に関する条例第三条に規定する人事委員会規則で定める外国旅行等について定めること。	○							旅費条例の改正に伴い追加
21-5 (145)	旅費に関すること。	宿泊に係る特別な事情について定めること。	○							旅費条例の改正に伴い追加
		削除								旅費条例の改正に伴い廃止
		削除								旅費条例の改正に伴い廃止
		削除								旅費条例の改正に伴い廃止
		削除								旅費条例の改正に伴い廃止
		削除								旅費条例の改正に伴い廃止
		削除								旅費条例の改正に伴い廃止

○ 東京都人事委員会処務規則(昭和五十一年東京都人事委員会規則第六号)(抄)

(実施細目)

第八条 局長は、第二条及び前条の規定により委員会、委員長、局長、部長、課長及び課長代理の決定の対象とされる事案の実施細目を定めなければならない。

ただし、委員会及び委員長についての実施細目の制定改廃については、委員会の承認を受けなければならない。